

児童生徒等と高齢者を対象とした

自転車乗車用ヘルメットの 購入費の補助を開始します!



町では、県と協調し、自転車を利用する児童生徒等および高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的に、4月からヘルメットの入費の一部を補助する制度を開始します。

補助額

安全認証マーク付
ヘルメット購入費の2分の1以内
上限 **2,000円**

※10円未満の端数切捨て
※補助対象者1人につき1回限り



申請書類(郵送可)



- 補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書
- 補助金交付請求書
※町ホームページからダウンロードできます
- ヘルメット全体と安全認証マークがそれぞれ確認できる写真
※提出できない場合は、役場窓口で「現物」をご提示ください
- 領収書等の写し
※ヘルメット代だけの領収書等が出ない場合は、金額の内訳書類も併せてご提出ください



申請期間

ヘルメット購入後 30日以内
4年2月28日(月)まで(郵送必着)

※予算の上限に達した場合は、期間中であっても補助を終了することがあります

対象者

町内に住所を有する以下の人

- 平成15年4月2日～平成27年4月1日の間に生まれた児童生徒等
- 昭和32年4月1日以前に生まれた高齢者

領収書等で確認したいこと※1

- 申請者またはヘルメット着用者の氏名
- 領収日 ・ 購入販売店名
- 領収金額 ※ヘルメットの金額がわかるもの
- 購入品名 ※「ヘルメット代」等

補助金の交付を受けるためには、代金の支払い手続きが完了したことを証する書類が必要になります。

補助対象製品

新品かつ安全認証を満したヘルメット

- SG マーク 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した製品
- JCF マーク 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した製品
- CE マーク 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した製品
- GS マーク ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した製品
- CPSC マーク 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した製品

申請方法

①補助対象製品を購入
※令和3年4月1日以降に購入したものに限り

②販売店から「領収書等」を受け取る
※上記(※1)に示す内容が記載されていない領収書等による申請の場合、補助が受けられません(インターネットでの購入も同様)

③役場に申請書類を提出(郵送可)
※ヘルメット着用者が児童生徒等の場合、申請者は、保護者となります

申請後、1か月程度を目途に交付請求書に記載された口座に補助金額が振り込まれます